おかげさまで　開業14周年　ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り　2021年11月号

緊急事態宣言が解除されて１ヶ月が過ぎましたね。飲食店の営業時間やお酒の提供の制限がなくなってからは２週間ほどですが、新規感染者は増えていませんね。新規感染者激減については、いろいろな説が出てきていますが、とりあえずは、従来からのマスク着用やうがい、手指消毒など基本対策の継続は必須ですね。

業務に目を向けますと、年末調整や賞与（人事考課）、年末年始の準備の時期ですね。在宅勤務を導入している企業にとっては人事考課の評価に影響が生じないようにすることを考課者にお伝えすることが大事ですね。体調に気を付けながら良い年越しができるように頑張っていきましょう。

１１月のトピックス

- マイナンバーカードの健康保険証利用について
- 雇用調整助成金の特例延長について
- 職場のトイレの例外規定について

マイナンバーカードの健康保険証利用について

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が１０月２０日から開始されました。国が進める医療のデジタル化の一環で、就職や転職、引越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証として引き続き使うことができるなど、多くのメリットがあるとしています。ただ、マイナンバーカードの普及率は１０月１７日時点で３８．８％、カードリーダーの設置など必要なシステムの導入を済ませている医療機関等は１０月１０日時点で全体の約７．９にとどまっており、今後の普及が課題となっています。

雇用調整助成金の特例延長ついて

厚生労働省は１１月までとしていた雇用調整助成金のコロナ禍を受けた特例措置につきまして、来年３月まで延長した上で、現在の特例措置の助成内容（日額上限１５，０００円、助成率最大１０割）を１２月末まで継続すると発表しました。来年１月以降の助成内容については１１月中に発表するとしています。

職場のトイレの例外規定について

厚生労働省は、職場のトイレにつきましては「事務所衛生基準規則」で、「男性用と女性用に区別すること」と定められていますが、住居用マンションの１室などを事務所として使用して共用トイレだけというケースも多いため、男女別を原則とするものの、従業員１０人以内なら「共用１つ」を認める例外規定を設けることを決めました。１２月上旬に交付される予定です。

地引労務管理事務所
東京都小平市美園町 2-21-15-204
E-MAIL：jibiki@jibiro.info
URL：http://jibiro.info/
TEL/FAX：042-343-1363
移動オフィス：090-2907-3545
URL：https://jibiro.tokyo/